

○安来市下水道使用料等審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 208 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問機関として、安来市下水道使用料等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次の事項を審議する。

- (1) 下水道使用料に関すること。
- (2) 下水道事業受益者負担金等に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が任命する。

- (1) 需要者の代表 10 人以内
- (2) 学識経験者 3 人以内

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長 1 人、副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、その審議上必要があるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、下水道担当課が行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。